

伊那市商工業振興審議会委員 一般公募要領

1 伊那市商工業振興審議会とは

伊那市商工業振興条例第9条の規定により、商工業の振興に関して必要な事項を審議するため、伊那市商工業振興審議会を設置しています。

審議会では、市長の諮問に応じ、商工業の振興に関する事項、雇用及び人材育成に関する事項等について審議いただきます。

○審議会の定員 12名以内

○任期 2年（令和8年10月1日から令和10年9月30日）

○会議の頻度 年2回から3回程度（定例と各部会の会議を併せて）

（部会は、中小・創業部会、商業部会、工業部会があり、1から2部会に所属していただきます。）

2 応募資格

- （1）令和8年10月1日現在、伊那市内に在住又は在勤していること。
- （2）令和8年10月1日現在、18歳以上であること。ただし、高校生は除く。
- （3）伊那市議会議員及び伊那市職員でないこと。
- （4）伊那市の他の審議会の委員に選任されていないこと。
- （5）市税・その他使用料等に未納がないこと。

※応募された方は、市税・その他使用料等に未納がないことを確認いたします。

予めご了承ください。

3 募集人員

1名

4 提出書類等

- （1）伊那市商工業振興審議会委員 一般公募応募用紙
- （2）履歴書
- （3）伊那市の中小企業、商工業振興に関するレポート

ア 用紙の指定はありません。

イ 800字以内としてください。

ウ 内容は、応募の動機、伊那市の商工業の特徴、今後の商工業施策について、考えなどをまとめてください。

5 提出先

伊那市役所商工振興課（市役所2階）へ持参または郵送で提出してください。

6 提出期限

令和8年9月4日（金）午後5時

7 選考基準

- （1）伊那市の商工業への考え方
- （2）広く商工業への関心
- （3）商工業振興へのアイデアや意欲
- （4）商工業に係る実績等

8 その他

- （1）選考経過等は開示しないことをご承知の上、ご応募ください。
- （2）応募者の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」に基づき保護され、公表されることはありません。また、今回取得した個人情報はこの選考以外の業務には使用いたしません。
- （3）応募用紙は、市役所商工振興課にお申し出いただくか、伊那市公式ホームページからダウンロードしてください。
- （4）新しい委員による商工業振興審議会は、10月中の開催を予定しています。

お問い合わせ先

伊那市商工観光部商工振興課

担当：中谷、伊藤

〒396-8617

長野県伊那市下新田 3050 番地

電話：0265-78-4111（内線 2431）

FAX：0265-78-4131